

令和7年度道路台帳等更新業務 仕様書

第1章 総 則

(適 用)

第1条 本仕様書は、宍粟市(以下「発注者」という。)が発注する「令和7年度道路台帳等更新業務」に適用し、発注者が受注者 に指示する業務遂行上の事項を記載するものである。

(目的)

第2条 本業務は、道路法 28 条で定められている道路台帳や河川台帳の整備を行い、道路施設の現状や地方交付税の基礎資料、河川台帳の整備等について道路管理、河川管理の基本的事項を把握し、道路管理行政の効率化を図ることを目的とする。

(関係法令)

第3条 本業務は本仕様書によるほか、次の法令に従い担当係員の指示、監督のもとに履行しなければならない。

- (ア) 道路法(昭和27年法律第180号)
- (イ) 道路法施行規則(昭和27年建設省令第25号)
- (ウ) 測量法(昭和24年法律第188号)
- (エ) 国土交通省道路施設現況調査提要
- (オ) 宍粟市公共測量作業規程(平成 20 年国国地 774 号)
- (カ) 地方交付税法(昭和25年法律第211号)
- (キ) 河川法(昭和 39 年法律第 167 号)

(参考資料の貸与)

第4条 発注者は、受注者に対し、次の資料の最新版を貸与するものとする。

- (1) 告示資料 (紙媒体または PDF 形式)
- (2) 更新に関する計画図または竣工図 (DWG 形式または PDF 形式)
- (3) 道路現況データ (shape 形式)
- (4) 測定基図データ (shape 形式)
- (5) 道路台帳調書データ (PDF 形式)
- (6) 認定路線網図データ (shape 形式)
- (7) 河川資料 (PDF 形式)
- (8) その他監督員が必要と認めるもの

(作業概要)

第5条

- (1) 作業名称 令和7年度道路台帳等更新業務
- (2) 実施区域 矢粟市内
- (3) 作業概要 道路台帳更新作業 1式
河川台帳図電子化 1式
- (4) 工期 契約締結日の翌日から令和8年2月27日まで

(主任技術者及び担当技術者)

第6条 本業務の主任技術者は、測量法に定める測量士の資格を有する常勤社員で、資格取得後、道路台帳補正業務において業務に精通した見識を有し、業務全般にわたる技術監理が可能な技術者を配置しなければならない。

(公共測量登録支援)

第7条 受託者は、測量法が定める公共測量手続きを委託者が円滑に行うための支援を行うものとする。

(品質の管理)

第8条 受注者は、適切な品質管理と情報セキュリティ対策を実施のうえ、業務を遂行するものとする。

(疑義の決定)

第9条 受注者は、本業務実施にあたり、本仕様書および設計書等に明示なき事項および疑義を生じた事項については、その都度発注者と協議するものとする。

(交通の保安および諸事故の処理)

第10条 受注者は、交通の妨害となるような行為のないよう十分に注意を払わなければならない。

- 2 受注者は、作業により発生した諸事故、またそれに起因して第三者に損害を与えた場合は、すべて受注者の責任により解決しなければならない。

(秘密の保持)

第11条 受注者は、本業務の遂行上知り得た秘密については、他に漏らしてはならない。

(版 権)

第12条 本業務において受注者から提出される成果品の著作権はすべて発注者にあるものとし、許可なく第三者にそれを提供してはならない。但し、成果品の作成にあたって開発したプログラムの著作権、本業務着手以前

より何れかの法人或いは個人が有するソフトウェア或いはデータベースの著作権・意匠権等を侵害するものではない。

(納品検査)

第13条 受注者は決められた期日内に成果品を宍粟市建設課に納品し、発注者の検査を受けなければならない。

(補 償)

第14条 受注者は、次の事項に該当する場合、受注者の責任においてこれを補修又は補償しなければならない。

- (1) 発注者より受注者に貸し出す重要書類および資料に亡失、損傷、汚損等を生じた場合
- (2) 作業終了後、受注者の責任と認められる使用上不備な成果品が発見された場合

第 2 章 業 務 内 容

(業務の概要)

第15条 本業務の概要は、次の通りである

- (1) 計画準備
- (2) 道路台帳更新
 - (ア) 台帳平面図データ修正(道路改良)
 - (イ) 測定基図データ修正(道路改良)
 - (ウ) 台帳平面図及び測定基図データ修正(舗装・路線変更・廃止)
 - (エ) 電算処理
 - (オ) 道路台帳調書データ作成
 - (カ) 路線網図データ修正
 - (キ) 指定道路図データ修正
- (3) 河川台帳図電子化
 - (ア) 河川ラインデータ修正
 - (イ) PDF データ作成
- (4) データ変換(shape 形式)

(道路台帳更新)

第16条 新規認定、あるいは道路改良を行った本業務の対象路線について、発注者の提供する資料、地形データ、ネットワーク型RTK(Real Time Kinematic)-GPS法及び電子平板法等適切な手法により道路台帳現況デー

タを作成するものとする。そして、既存の道路台帳測定基図データとの接合電子編集・データ構造化を行い、道路台帳測定基図データを更新するものとする。なお、作業に際しては、公共測量作業規程に基づき実施するものとする。

(1) 道路台帳現況データは、下記の地物を対象に地図情報レベル 1,000 で取得し、Shape 形式にて作成する。

- (ア) 真幅道路(街区線)
- (イ) 道路橋、横断歩道橋、歩道、トンネル
- (ウ) 側溝
- (エ) カーブミラー、電話柱、電力柱、防護柵、街路灯

(2) 道路台帳測定基図データは、下記を対象として上記で取得したデータを基にデータ構造化を行い、発注者が現在運用している統合型・公開型 GIS のデータ形式(Shape 形式)にて作成する。

- (ア) 道路敷地区域界
- (イ) 道路部区域界
- (ウ) 車道部区域界
- (エ) 歩道区域界
- (オ) 車道中心線
- (カ) 歩道中心線
- (キ) 防護柵
- (ク) 街路灯
- (ケ) カーブミラー

2 舗装、路線の変更・廃止を行った本業務の対象路線について、発注者の提供する資料をもとに、属性データの修正及び調書データの更新を行い、統合型・公開型 GIS へ取込み可能なデータ(Shape 形式)にて作成する。

3 路線網図データ修正は、更新により認定路線網に変更のあった箇所について、既存路線網図データの修正を行い、統合型・公開型 GIS へ取込み可能なデータ(Shape 形式)として、属性項目は以下の情報を付与する。

- (ア) 路線経路
- (イ) 路線番号
- (ウ) 道路種別
- (エ) 起終点の位置
- (オ) 供用開始の有無
- (カ) その他

4 指定道路図データ修正は、更新により変更のあった箇所について、指定道路図データの修正を行い、統

合型・公開型 GIS へ取込み可能なデータ(Shape 形式)として、属性項目は以下の情報を付与する。

- (ア) 道路種別
- (イ) 路線番号
- (ウ) 路線名称
- (エ) 判定番号
- (オ) 指定日
- (カ) 告示番号

(河川台帳図)

第17条 発注者の提供する資料を基に、河川のラインデータの修正を行い、統合型・公開型 GIS へ取込み可能なデータ(Shape 形式)として、属性項目は以下の情報を付与する。また、修正したデータは成果確認用に PDF で出力する。

- (キ) 地区
- (ク) 河川番号
- (ケ) 河川名称
- (コ) 上流端地番
- (サ) 下流端地番

(調書作成)

第 18 条 調書作成は、前条で補正を行った区間について、道路台帳調書の更新に必要な項目を道路台帳測定基図データ上で計測し、取得した数値情報を演算処理のうえ「第 20 条」に示す道路台帳調書データが現行の調書様式で作成する。

- 2 道路台帳調書データを基に、「第 20 条」に示す調書様式に関して出力を行い、製本調書を作成する。
- 3 更新により図面に変更のあった箇所について更新前と更新後の図面を重ね合わせた道路区域変更前後対比図を作成する。必要に応じて注記を記載し更新内容を取りまとめる。
- 4 また、「第 20 条」に示す認定路線一覧表データを作成する。

(検査・是正措置)

第 19 条 作成されたデータおよび図面に不備がないように社内検査を行い、納品前までに是正措置を完了しなければならない。

- 2 発注者が統合型・公開型 GIS にデータ搭載する際、不具合が発生した場合は受注者の費用負担のもと、データ修正等(システム保守業者の作業費用を含む)を行うものとする。

第 3 章 成 果 品

(成果品)

第 20 条 本業務における成果品は、次の通りとする。なお、データ類については、DVD 等の媒体に格納の上、納品するものとする。

- | | |
|---------------------------|-------|
| (1) 道路台帳現況データ(Shape 形式) | 1 式 |
| (2) 道路台帳測定基図データ(Shape 形式) | 1 式 |
| (3) 認定路線網図データ(Shape 形式) | 1 式 |
| (4) 道路台帳調書 | 各 1 部 |

1)国土交通省報告様式

- (ア) 道路施設現況調査表 1 号様式 (PDF 形式)
- (イ) 道路施設現況調査表 2 号様式 (PDF 形式)
- (ウ) 道路施設現況調査表 3 号様式 (PDF 形式)
- (エ) 道路施設現況調査表 5 号様式 (PDF 形式)
- (オ) 道路施設現況調査表 6 号様式 (PDF 形式)

2)交付税算定基礎数値様式

- (ア) 道路基礎数値台帳 (PDF 形式)
- (イ) 橋梁基礎数値台帳 (PDF 形式)
- (ウ) 道路橋梁調書(異動調書) (PDF 形式)

3)道路法様式

- (ア) 道路台帳第1表(道路台帳) (PDF 形式)
- (イ) 道路台帳第2表(実延長調書) (PDF 形式)
- (ウ) 道路台帳第3表(トンネル調書) (PDF 形式)
- (エ) 道路台帳第4表(橋調書) (PDF 形式)

4)管理用様式

- (ア) 公共施設－3 (PDF 形式)
- (イ) 実延長面積調書 (PDF 形式)
- (ウ) 道路現況調書 (PDF 形式)
- (エ) 道路現況異動調書 (PDF 形式)
- (オ) 道路現況区間調書 (PDF 形式)

- | | |
|-------------------------------|-----|
| (5) 認定路線一覧表データ(テキスト形式) | 1 式 |
| (6) 道路区域変更前後対比図(PDF 形式) | 1 式 |
| (7) 河川ラインデータ(Shape 形式、PDF 形式) | 1 式 |

2 成果品のデータ形式については、協議の上変更できるものとする。

令和7年度 道路台帳等更新業務 委託設計書

参考見積設計書

委託番号

宍建管委第 071001号

河川名等
路線名

市道、市河川

委託箇所

宍粟市内



宍 粟 市

委 託 費				委 託 概 要	
	実 施 (前 回 変 更)	今 回 変 更		増 減 額	
設 計 額 (内消費税) 基準適用日 R7.10.1	円	円		円	
委 託 額 (内消費税)					
執行方法	委託	履行期限	令和8年2月27日 限り		
(起工理由)				道路台帳等更新 1.0 式	
				工 種 種 別	
				実 施	
				道路台帳更新	
				台帳平面図修正(新規等)	
				0.443 km	
				台帳平面図修正(舗装等)	
				0.748 km	
				河川台帳整備	
				河川ラインデータ修正	
				101.0 河川	

内訳書

種別・細別・名称・規格		数	量	単 位	単 価	金 額	備 考
道路台帳更新費							
計画準備							
	計画準備						
		1.0		式			
道路台帳更新							
	台帳平面図及び測定基図修正 新規・改良・修繕						
		0.443		km			
	測定基図データ修正 新規・改良・修繕						
		0.443		km			
	台帳平面図及び測定基図修正 舗装・路線変更・廃止						
		0.748		km			

内訳書

種別・細別・名称・規格		数	量	単 位	単 価	金 額	備 考
	電算処理						
		1.0		式			
	道路台帳調書データ作成						
		1.0		回			
	路線網図データ修正						
		5.0		路線			
	指定道路図データ修正						
		4.0		路線			
河川台帳整備							
	河川ラインデータ修正						
		101.0		河川			
	PDFデータ作成						
		101.0		河川			

内訳書

種別・細別・名称・規格		数	量	単 位	単 価	金 額	備 考
データ変換 (S h a p e 形式)							
	データ変換 (S h a p e 形式)						
		1.0		式			
直接費							
改め							
							千円未満切り捨て
諸経費	対象額×率						
	対象額 率						千円未満切り捨て
合 計							
消費税相当額	対象額×率						
	対象額 率 10%						
総 計							

令和7年度 道路台帳等更新業務

数 量 集 計 表

名 称	規 格	数量	単位	備 考
道路台帳更新				
計画準備		1.0	式	
台帳平面図及	新規・改良・修繕	0.443	km	
測定基図修正	新規・改良・修繕	0.443	km	
台帳平面図及び測定基図修正	舗装・路線変更・廃止	0.748	km	
電算処理		1.0	式	
道路台帳調書データ作成		1.0	回	
路線網図データ修正		5.0	路線	
指定道路図データ修正		4.0	路線	
河川台帳整備				
河川ラインデータ修正		101.0	河川	
PDFデータ作成		101.0	河川	
データ変換				
データ変換		1.0	式	
成果品作成		1.0	式	

新規・改良・修繕

番号	路線名	場所	理由	延長(m)	路線網図
	山田下広瀬線	山崎町下広瀬41-23～114-6	区域変更	343.2	修正
	庄能9号線	山崎町庄能123-6～121-9	区域変更	74.0	修正
	川戸3号線	山崎町川戸791	区域変更	26.0	修正
			計	443.2	3.0

舗装・路線変更・廃止

番号	路線名	場所	理由	延長(m)	路線網図
	中井1号線	山崎町中井149-3	区域変更	33.3	
	阿舎利線	一宮町河原田1026-1	側溝新設	20.0	
	川西線	一宮町杉田202-5～71-4	舗装	197.7	
	大徳寺線	一宮町福知289-1～301	Co舗装	37.6	修正
	坂本線	波賀町谷322	側溝、舗装工	24.0	
	日ノ原線	波賀町日ノ原44-3	防護柵修繕、舗装	29.4	
	鷹巣焼山線	千種町鷹巣1432-1	側溝新設	8.0	
	庄能中広瀬線	山崎町中広瀬133-6付近	区域変更	228.0	修正
	中6号線	山崎町中352-8	区域変更	5.0	
	中井段線	山崎町中井84-3付近	区域変更	75.0	
	山田町庄能線	山崎町山田105-3、106-4、107-3	区域変更	90.0	
			計	748.0	2.0

位置指定データ修正

番号		場所	延長(m)	備考
	位置指定 18-15	下町461-13	-	42条2項(私道)に
	位置指定 宍粟27-3	山田7-26付近	-	42条1項2号道路に
	R06中播位置第0007号	中井84-3付近	101.54	42条1項5号(新規)
	R06中播位置第0002号	山田85-1	83.58	42条1項5号(新規)
	計	4路線		

河川台帳

番号	河川数	備考
一宮	101	
計	101河川	